

津市隣保館運営審議会会議録

1 会議名	令和7年度第1回津市隣保館運営審議会
2 開催日時	令和7年7月30日(水) 午前10時から正午まで
3 開催場所	津図書館 2階視聴覚室
4 出席した者の氏名	(津市隣保館運営審議会委員) 青木正之 上田典廣 岡山勉 尾崎美哉 片岡福生 金子清志 金児正嗣 煙ヶ谷博美 谷中嘉昭 西山政志 野澤利宏 橋本幸子 早川亜希子 福田信男 古川和也 前川正和 松下美穂 村林秀紀 (事務局) 市民部長 福森稔 市民部次長 野村三枝 人権課長 山村武寛 人権課 調整・人権担当主幹 渥美博 人権担当主幹 前田巧 主査 藤枝大介 主事 里中利哉 中央市民館長 西澤幸生 櫛形市民館長 小柴恵美子 長谷山市民館長 後藤章 雲出市民館長 植谷幸子 久居総合支所生活課長 橋本直樹 久居総合支所生活課 人権啓発担当主幹 長谷川隆一 榊原市民館長 田中秀和 久居北口文化会館長 水谷明 芸濃総合支所地域振興課 総務担当副主幹 加藤勝博 雲林院福社会館長 増地陽一 美里総合支所地域振興課 人権啓発担当主幹 西出和司 一志総合支所地域振興課 人権啓発担当主査 倉田健吾 川合文化会館長 西本和史 白山総合支所地域振興課 人権啓発担当主幹 大橋律子 白山市民会館長 西谷 育世 美杉総合支所地域振興課 人権啓発担当主幹 前田憲一
5 内容	1 あいさつ 2 副会長の選出 3 隣保館事業の概要について 4 令和6年度隣保館活動報告について 事業総括について 令和7年度隣保館事業計画について 5 各隣保館からの事業報告・計画 6 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権担当 電話番号 059-229-3166 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

事務局（藤枝）	お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より令和7年度第1回津市隣保館運営審議会を開催させていただきます。 委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの、進行を務めさせていただきます津市市民部人権課の藤枝と申します。どうぞよろしくお願い致します。 まずはじめに資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいております、「令和7年度第1回津市隣保館運営審議会」全26ページの冊子が一部、「隣保館事業報告・計画」全53ページの冊子が一部、本日の審議会で使用します資料となります。 そろっておりますでしょうか。 つづいて、審議会委員の方に異動がございましたのでご報告いたします。審議会資料の2ページ「津市隣保館運営審議会委員名簿」をご覧ください。新しく委員として、 No.12 長谷山市民館運営委員会委員長の谷中嘉昭 委員 No.13 美杉人権センター運営委員会委員長の西山政志 委員 No.15 津市保育所施設長連絡協議会の橋本幸子 委員 No.16 津市立幼稚園長会の早川亜希子 委員 No.20 中央市民館運営委員会委員の松下美穂 委員 がそれぞれご就任をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、事務局である市民部人権課でございますが、令和7年4月の人事異動によりまして、市民部次長に野村次長、担当に藤枝主査、里中主事が着任しております。 それでは開会にあたりまして、福森市民部長からご挨拶を申し上げます。
福森部長	おはようございます。市民部長の福森でございます。 皆様、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また市政各般に渡りまして多大なるご理解とご協力をいただきまして、この場をお借りしましてお礼申し上げます。ありがとうございます。 本日の審議会の方ですが、令和6年度の隣保館の活動報告、それと総括、令和7年度の隣保館活動の計画などを主な議題とさせていただきます。隣保館は地域の課題を把握しその解決に向けて、人権啓発や相談事業に取り組み、また住民福祉の視点から地域住民が利用しやすい開かれたコミュニティセンターとして、その役割を担っております。本日は皆様の貴重な様々なご意見、ご助言等をいただきながら、進めさせていただきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（藤枝）	続きまして、議事に入ります前に、本日、２１名の委員のうち１８名の方が出席していただいております、委員の過半数以上の出席がございますので、津市隣保館の設置及び管理に関する条例第１９条第２項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。 また、当審議会の会議録作成のため、事務局におきまして会議を録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議事を進めさせていただきます。 条例第１９条第１項の規定によりまして、村林会長に議長職をお願いしたいと思います。 村林会長、よろしくお願いいたします。
村林会長	皆様おはようございます。座って失礼いたします。議長を仰せつかりました村林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 本年度第１回目であります、議事進行に当たりましては、皆さんの活発な御議論をいただきながら、議事を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 また、議事の進め方でございますが、それぞれの議題について、事務局から説明をいただき、その後、委員の方々からご意見等をいただく形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （異議なしの声）
村林会長	ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいります。事務局から、あらかじめお話いただくことは何かございますか。
事務局（藤枝）	では、こちらから当審議会の公開について、でございますが、本市における審議会の会議の公開については、津市情報公開条例第２３条において個人の情報などの不開示情報が含まれる事項について審議等を行う場合や会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合を除き、会議は原則公開とする旨規定しております。 このことから、当審議会の会議につきましては、「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきまして、原則公開する方向で取り扱うこととなりますので、よろしくお願いいたします。
村林会長	事務局の説明にありましたように「個人の情報」などが含まれる議事等以外につきまして、原則として公開となりますがよろしいでしょうか。 （異議なしの声）

村林会長	ありがとうございます。それでは、会議の公開につきましては、そのようにさせていただきます。では、議事に入ります。事項（１）の副会長の選出についてです。条例第１８条の規定に基づきまして委員の互選により、副会長１名の選出をお願いしたいと思います。選出の方法はどの様にさせていただきますでしょうか。 （事務局一任の声）
村林会長	事務局一任の声がありましたので、事務局の方からお願いいたします。
事務局（藤枝）	僭越ではございますが事務局よりご指名させていただきます。副会長には、福田様をお願いしたいと思います。委員の皆さまよろしいでしょうか。 （異議なしの声）
福田副会長	白山から選出されております福田信男と申します。よろしくお願ひしたいと思ひます。一言ご挨拶を申し上げたいと思ひます。今まで西田さんがしてくださっておったわけですが、その後を継がしてもらわねけすけども、後を濁さないように、それからまた会長であります村林さんのサポートをできる限り努めていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。
村林会長	ありがとうございます。 続きましてお手元の資料「令和７年度第１回津市隣保館運営審議会」の１ページ目にござひます事項書の２番、事項（２）の隣保館事業の概要について、事務局の説明を求めます。
山村課長	わたくし人権課長の山村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、今回初めての委員の方もお見えになりますので、隣保館事業の概要につきまして、ご説明の方させていただきます。以後、着座にて進めさせていただきます。 お手元の「令和７年度第１回津市隣保館運営審議会」資料４ページをご覧ください。 隣保館は、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として活動しております。厚生労働事務次官通知では、国が予算措置を行う事業等が定められており、津市では、「津市隣保館の設置及び管理に関する条例」及び「人権が尊重される津市をつくる条例」において、隣保館の事業や人権が尊重される津市をつくるために必要な事項を定めております。

4 ページ中段、次の隣保館の目的及び実施事業につきましては、厚生労働省の事務次官通知において（１）目的として、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うこととしており、（２）の事業で、アの基本事業といたしまして（ア）から次の５ページになりますが（カ）までの６つの事業と、イの特別事業といたしまして、（ア）から（ウ）の３つの特別事業を行うものと定められております。

続きまして５ページ中段の２番、津市隣保館の設置及び管理に関する条例におきましては、（１）設置として、市民の健全な文化生活を育成し、社会福祉の増進を図ることを目的として、（２）の事業の中で、アの基本事業７つと、イの特別事業３つを定めています。

次の６ページの、３の人権が尊重される津市をつくる条例におきましては、同和問題を始めとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けて取り組みを推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的として施策を推進するものと定められております。

最後に４番の、隣保館の役割につきましては、人権が尊重される社会づくりに関する施策を積極的に推進するものでありまして、その目的達成のための地域拠点施設として、地域に密着したコミュニティセンターとしての役割と部落差別の解消に関する施策の実施など、各種人権課題の解決に資するための役割を持って活動を推進していくものとしております。

また、本審議会は「津市隣保館の設置及び管理に関する条例」第１５条第１項に基づいて設置されておきまして、隣保館事業の調査審議を行ったり、意見を述べることでござっております。

続きまして７ページをご覧ください。「隣保館の活性化に向けた運営方針」です。これまで各隣保館ごとに事業計画を作成しておりましたが、津市全体としての事業の方向性を示す必要があると令和元年度の第１回審議会でご進言いただきまして、その後、令和３年度の第１回審議会でご審議いただきまして、方針が策定されました。

その後、令和４年度の第２回審議会において、一部修正したものをご審議いただいた結果、現在の７ページの運営方針となりまして、この方針に沿って津市の隣保館の活性化に取り組んでおります。

まず、一つ目の「ア 相談体制の充実」ですが、隣保館の相談機能は、地域における課題の発見とその解決のため重要な役割を担っており、各種研修会への参加や館長会議での意見交換などを通じて職員の資質向上を図っております。また、関係機関との連携や、家庭訪問など館外での相談対応や、相談記録の作成や情報共有などに取り組み、地域住民が相談しやすい環境づくりと課題の解決につながる相談体制の構築に努めるものとしております。

	続きまして、二つ目の「イ 市民意識調査結果及び人権三法を踏まえた人権啓発の更なる推進」でございますが、市民意識調査結果により、部落差別などの差別意識が未だ根強く残っていることが明らかとなったことや、部落差別解消推進法をはじめとする所謂、人権三法などの趣旨を踏まえ、現在行っている人権啓発事業に加えて、教養文化講座であったり、その他の館事業の機会も利用しまして、より積極的な人権啓発活動に取り組むこととしております。 続きまして、三つ目の「ウ 地域福祉の担い手としての機能の発揮」ですが、地域における高齢化や人口減少が進む中で、独居高齢者が増加しており、様々な課題を抱えた方への複合的な支援も必要となっています。隣保館は地域福祉の担い手としての機能も有していることから、相談事業等を通じて地域の課題や住民ニーズを的確に把握し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関や市の関係部局と密接に連携して、課題の解決に取り組むこととしております。 最後、四つ目の「エ 隣保館からの情報発信の充実」ですが、隣保館の果たすべき役割を踏まえ、各館で定期的に発行している館だよりにおいて、人権啓発的要素を反映した内容を掲載するとともに、地域福祉の増進と隣保館の利用促進が図れるよう、地域住民に必要な情報を効果的に発信できる紙面づくりに取り組むなど、多様な方法で情報発信の充実に努めることとしております。 今後も、この運営方針に基づいて隣保館運営事業を推進し、よりよい隣保館となるよう努めてまいります。 説明は以上でございます。
村林会長	ありがとうございました。 続きまして事項（３）の令和６年度隣保館活動報告、事業総括、令和７年度隣保館事業計画について、事務局の説明を求めます。
山村課長	この事項に関しましては、それぞれ関連いたしますことから、一括してご説明させていただきます。 まずは資料の８ページ、９ページをご覧ください。令和６年度の隣保館の各館の活動の概要をまとめたものになっております。なお、これの元になった各館ごとの活動実績につきましては、後ろの方の１０ページから２１ページにございます。 最初に申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。８ページ一番上の津市楡形市民館の行ですが、右から３つめの令和６年度利用者数が、「８９２人」と資料ではなっておりますけども「１，１８０人」、それからその一つ右側の令和５年度利用者数ですが、現在「７３８人」となっておりますが「１，０８１」人へご訂正お願いします。それとです

ね、下から4番目の津市榊原市民館も訂正がございます。右から3つめの令和6年度利用者数が、「4,089人」となっておりますが「4,091人」へ訂正の方をお願いします。それでは説明の方戻らせていただきますが、9ページをご覧くださいと、令和6年度の利用者数につきましては、延べ49,315名ですね、それから令和5年度の数字と比較いたしますと約2.8%の増加となっております。人数では1,300人程度の増となります。このようにコロナ以降、隣保館の利用者数も徐々に回復傾向にございますが、今後も、地域コミュニティ施設として各種講座であったり、相談業務等を実施して参りたいと考えております。

各館ごとの事業別の細かい事業報告・事業計画につきましては、このあと、事項(4)におきまして各館より報告がございますので、この場では省略させていただきます。

つづきまして、資料22ページをご覧くださいと思います。先ほどもご説明させていただきましたが、「隣保館の活性化に向けた運営方針」に基づきまして、各館で様々な取り組みを進めて参りましたが、それぞれの項目ごとに総括の方を行いました。なお、昨年の資料と違いまして、それぞれの「ア」「イ」「ウ」「エ」項目の末尾に「課題と今後の方針」として総括をまとめてさせていただいております。

申し訳ございませんがこちらの資料にも1点訂正がございます。ページ中段の「③ 相談件数について」本文2行目の「647件」の相談があったと書いてありますが、こちらを「648件」ですね、1件増加ということで重ねて訂正の方をよろしくお願いいたします。

それでは説明の方に戻らせていただきます。まず一つ目の、「ア 相談体制の充実」についてでございます。①の研修参加状況についてですけども、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、令和6年度は外部の研修へ参加しやすい状況になりまして、また、研修会もたくさん開催されましたため、昨年度に比べ研修会の参加人数が大幅に増えました。特に三重県が実施している「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」三重県人権センターが実施しておる研修ですが、こちらには多くの館職員が参加させていただき、部落問題、障がい者問題、女性や子どもの人権など、様々な人権課題について学ぶことができました。また、令和5年7月に起こりました三重県の教育職員による土地差別をテーマにした「隣保館職員研修」こちらについても、たくさんの出席をさせていただきました。これ以外にも、三重県隣保館連絡協議会県外視察研修であったり、全国隣保館職員東日本ブロック研修会などの県外における研修にも参加させていただきまして、それぞれの地域での差別の歴史を学ぶことができました。令和6年度は合計で145回の研修に参加することができました。令和5年度の参加回数と比較しますと65回と大幅な増とな

	りました。今後も引き続き、積極的な研修参加を促しまして相談業務の資質向上に努めて参ります。 次に②の館長会議についてですが、令和6年7月5日、令和7年2月3日の2回開催させていただきました。第1回目の会議では、「研修の参加状況について」などについて議論を行いまして、第2回目の会議では、「館長会議のあり方」などにつきまして議論を行いました。今後も館長会議を定期的に行い、館同士の繋がりを強め、また、情報の共有なども行いまして相談体制の充実に向けて、お互いの資質向上に向けて努めて参りたいと思います。 次に③の相談件数についてですが、令和6年度の隣保館への相談件数は12館の合計で1,205件でした。内容的には福祉・健康についての相談が648件で全体の約54%で半数以上を占める形となりました。続きまして、教育についての相談が214件で全体の約17%、人権についての相談が131件で全体の約11%ございました。今後も様々な内容の相談に対して対応できるよう研修の場を通じまして資質向上に努めて参ります。 最後に、まとめといたしまして【課題と今後の方針】についてでございますが、今後、人口減少に伴いまして、確実に相談に見える方々が減っていく中で、相談者に寄り添った相談や支援を行うことができるように、人権擁護委員や三重県人権センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、相談を受ける職員のスキルアップを図るため、県や各種団体等が実施する研修等へ積極的に参加していきたいと思っております。そのため、人権課を中心に連絡調整を行い活動計画や研修予定などを把握し、それぞれの館への情報共有に努めて参ります。 また館長会議を開くことにおきまして、各館が抱える課題や相談内容等に関しまして、特徴的な事例や他で応用できる事例などを情報共有や意見交換する場とし、各館の相談業務に活かせるようにしていきます。 続きまして、23ページですが、二つ目の「イ 人権啓発の更なる推進」についてです。 ①の人権講演会・人権講座につきましては、令和6年度は全部で5館で実施しました。全部で19回開催し、これについては延べ1,176人に参加いただくことが出来ました。代表的なアンケートのご意見としましては、「「差別をしない」ではなく「差別をなくす」ことが大切だと理解できた」というようなお声もいただいております。引き続き、多くの方に参加いただけるように講演テーマであったり、講師選定であったりと、工夫を凝らし、さらなる啓発活動に力を入れていきます。 次に②の人権フェスティバル、フィールドワーク、地域学習会等についてですが、令和6年度は全部で11館で実施をさせていただきました。人権フェスティバルなどの地域あるいは外部の団体と共に開催する事業の実
--	---

施や、他市・他地域との交流など各館で様々な工夫を凝らした事業を実施できました。今後も積極的な事業の開催に取り組んで参ります。

最後に、【課題と今後の方針】についてですが、参加者いただく方の顔ぶれが固定化されていることや、若い方々の参加が少ないことが、多くの館に共通する課題であると考えております。このことから多くの方に参加していただけるよう、開催時間や曜日、それから講演のテーマ等を工夫して参りたいと思います。また、津市で新しく設置されましたプロモーション専用サイト「Meetsu!」ですね、イベントの紹介などを誰もが自由に投稿するできるホームページなのですが、その「Meetsu!」や各総合支所のホームページなどへ開催情報を掲載するなど、若い世代の情報ツールの活用も検討していきます。

続きまして、「ウ 地域福祉の担い手としての機能の発揮」でございますが、①の健康教室につきましては8館で実施しております、デイサービスにつきましては4館で実施しております。

それぞれ各地域の住民の高齢化が進んでおりまして、健康相談や健康教室、デイサービスなどの様々な事業を各館で実施しています。保健師等の専門職の方をお招きしまして、フレイル予防、体操・ストレッチ、熱中症対策等わかりやすく説明していただきまして、参加者からは好評の声を多くいただいており、それに伴う参加者同士の交流についてもたくさん見られました。また、健康だけではなくて、詐欺被害に遭わないための話などを取り入れている館もありまして、総合的な福祉としての役割も果たすことができたと考えております。

続きまして、【課題と今後の方針】については、今後も、高齢者の生きがいづくりや自立支援のために、健康教室やフレイル予防などさまざまな取り組みを実施して参ります。

また、高齢化等により館が実施するデイサービス等に参加できない方も増えてきています。こうした利用者の方々につきましては、民生委員や地域包括支援センター等とも連携して、身体状況や家庭状況に応じて、アウトリーチ活動であったり、介護保険・保健センターの訪問事業など他の制度の利用に繋げることで支援して参ります。

次に24ページをご覧いただきたいと思います。最後になりますが、「エ 隣保館からの情報発信の充実」についてです。

各館で隣保館だよりを発行しております。館の活動報告や啓発事業の案内、イベントのご案内、人権に関する記事を掲載して配布しております。活動報告には写真を入れて記事にするなど、参加いただけなかった方にも関心を持ってもらえるように工夫し、今後の参加につながるような、紙面作りを工夫して啓発に努めて参りました。さらに、福祉サービス情報として、「大型家具のゴミ出し支援事業」や「特殊詐欺等被害防止機器購入補

	助金」などについて記事を掲載して、それぞれの制度の利用につなげることができました。 【課題と今後の方針】については、それぞれの館で行う情報発信は隣保館を知っていただき利用を促進するために大きな役割を果たすため、館だより等を通じまして、地域の方により隣保館を身近に感じていただき、隣保館を利用していない方にも気軽にお越しいただけるような内容にしていきたいと考えております。そのために、各館の館だよりを相互に閲覧できる仕組みをつくりまして、人権啓発につながる掲載内容などの参考といたしまして、より効果的な情報発信となるよう努めて参ります。また、情報の内容に応じて、館だよりだけではなくて、津市のプロモーション用のホームページであります「Meetsu！」等を利用をして情報発信を行ってきたいと考えております。以上で、令和6年度の事業総括とさせていただきます。 最後になりますが、25ページ、26ページをご覧いただきたいと思います。令和7年度隣保館事業計画についてですが、各館の計画を記載しております。それぞれの計画については、各館の運営委員会におきまして、それぞれ審議を経て決定されているものですが、これら計画によりまして令和7年度の事業を実施していくものでございます。それぞれの各館ごとの詳細につきましては、このあと、事項（4）にて各館より報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 事項（3）につきましては、以上で説明を終わります。
村林会長	ありがとうございました。説明はお聞きのとおりですが、各館の事業計画は、各館の運営委員会で審議されていますことから、隣保館事業としての方向性などのご意見が伺えたらと思いますので、皆さんよろしくお願いいたします。 何か質問等ご意見いただけたらとおもいます。
金子委員	久居の北口市民館の運営委員をやっている金子ついでいいですが、フードバンクの設立が必要であると思うんですね。以前ありましたけども、現状的にもちょっとした問題がありまして、なくなってしまった状態ですが、その次には、なんの活動もせんともうできない、ない状態になっている。今例えばですね、日本中でですね、ひとり親の1日の子供の食事回数は何回ぐらいか知ってますか。 1日に1回が4人に1人、それから子供の貧困は9人に1人、これ日本ですよ。子ども食堂は9,132カ所あるけど、公立中学とほぼ同じ数、件数、そんな状態なんですよ。だけどこれ津市は、県都でありながら何にもせん、これほんとに、津市の市政になってな、まあはっきり言って今の市長になって、何にもええことあらへん、久居なんてね、まるっきり衰退

する一方。成美地区連合会がアルスプラザ、あれね4,000人の署名を集めていらんって出したんですよ。なんでかと言うと、絶対あんなものは流行るはずがない。なんでかと言うたら、それだけの人数もおらんし、人も寄ってこん、インフラも整備されとらん。魅力もないのになんであそこに人が来る。30億、40億、約50億近くかかるとる。あんな無駄な金使ってさ、一体これ市長何考えとるの。ね、恥ずかしいと思わんのやろかと僕は思う、口ばかり言うて、口だけの市長ではあかんわな、やっぱり隣保館っていうのは、そうゆう困っとる人たちの声をもっと上げてくべきやと僕は思っとる。何も発言せんと、なんにもやらんと日当だけ貰って帰るなんて馬鹿げたことやつとっても、税金の無駄遣いや。だから、やっぱり皆さん出てくる以上は、それなりの宿題を持って出てきてもらいたいと私はいつも思っとる。聞いているだけやったら何もならん。何も分からん。そりゃあ1時間2時間おって9,000円もらったら、有難いと思っとる人もおるかも分らんけど、そんな馬鹿げた話はないやろ。よく考えてもらわなあかん。ほいで、同じ合併、対等合併を久居とはしました。何にも対等ではない。公共工事も半分以下になったんやで。こんなことなんで、これこそ僕は差別やと思っとる。僕は差別やと思う。対等合併やない。だからいっぺん皆さんも、たくさん集まってみえるんやで、役所の人もみえるんやで、本当に細かいことでもいいと思うんさ、そんな大きなこと言わんでも、ちょっとしたことでもいいと思う。だからそんなことを、こんなことしてもらえんか、あんなことしてもらえんかっていうような要望も持って出席してほしいと僕は思います。とにかくですね、皆さんも今、すごく貧乏な国になってきたと思ってますけども、これ本当に崩壊しますよ。津市の市長の選挙でもそうや、全国でも有数な選挙率の低さ、感心がない。やっぱり、自分らでちょっとでもよくしてこと思っやね、市長もそうゆう風に進んでほしい、役所の人たちも、やっぱり僕は前の人権課っていうもんで地域の相談乗ってもうとったんでも、なくなったような状態やんか。地域振興課を通じてな。あれでもはっきりした理由を僕は聞いてない。それから館長が出席できなくなった件もそうさ、いっぺんに話し合いできるのに、何で館長会議を特別に作ったんや、俺聞いたやろ。なんでなん、未だに、こうゆう理由で館長会議は作って、こうゆう理由で部にしたんやと、そうゆうのも聞きたいわな。いろんなことあるよ、だから皆さん、もっと発言してください。どんな細かいことでもいいと思うんですよ。細かいところから、始まっていくんやと思うんですわ。せやで、とにかくですね、僕はいつも出席させてもらってそう思うの。皆さんお元気でやってみえますかっていう集まりと違うんやで。実は村林さんが病気で、あるいは、副会長さんが、出席できやんだときいてますが、村林さんどうですか今、心配しましたんやに。

村林会長	今の中で、いくつかのことがあると思いますけど、フードバンクに関しては前々回だったかな、なくなるという話が出たときに、今後どうなるんだということを含めて話があったように、自分は記憶しているんですけども、まずそのフードバンクに関しては何か進展があるんでしょうか。
山村課長	人権課といたしまして、フードバンク事業につきまして、直接関与はしておりませんが、子ども食堂の方は、敬和地区などでも定期的に開催されておるんですけど、フードバンクにつきましては、令和4年でしたかね、あれ以降、あの団体自体は解散されたという風にお伺いはしております。新しい団体についても情報の方は入っておりません。
村林会長	フードバンクだけの問題ではなくて、私は、芸濃町なんですけども、小学校の教員が子供の食事状況を確認したところによると、夏休み中に今4人ほど、ほとんど食べられない状態で、職員が交代で昼の食事を運んでいるみたいです。それをできるところ、支えていくところがなかなかなくて、子ども食堂があるところは、そこから組織を広げられるかもしれないですけど、何も無いところからすれば、組織そのものがないので、誰かが動き出して、それに予算的なものがついてくるのかもしれないんですけども、現実的に今、本当に夏休み中給食がなくなった時点で食事がほとんどできない子供がいる中で、と考えたときに隣保館でというのも一つの考えとしてあるんでしょうけども、もっと大きな形の中で考えていく必要があることで、その中で隣保館の役割も考えていく必要があると思うんですけどいかがでしょう。
山村課長	先ほど金子委員からもご紹介いただきましたように、子供の貧困について、皆さんもニュースなどで目にされまして、心を痛めているようなそのような状況にあります。津市の方でも今年、子ども計画を策定いたしまして、子供の貧困などにつきましても、主にこども家庭センターが中心となって、様々な施策に取り組んでいるところでございます。隣保館におきましてもそれぞれの館で、生活相談などを受けましたら、こども家庭センターの方にそのようなケースを引き継ぎまして、少しでも子供の貧困について、よくなっていくような取り組みを進めたいと考えております。
金子委員	そんなとってつけたような返答はどうでもええんさ。要は、本当に動き出さなあかんっていうことを言うてんの。例えばな、生涯学習課かな、あそこで例えば、久居の成美地区の成美小学校があります。あそこにですね、学童保育がなかなかできてなかったもんで、体育館を使って、最初やっていたもんで、新しいのを建ててくれと言って、建てた。当然人数は1.6平米くらいある1人当たりの預かりの平米数の話や。ところが、あ

	れは公設民営やもんでな結局、やってる人が、受けとる人間が自分の好き勝手に受けてるわけや。だからな、ゆとりある学童保育をせなあかんって、そりゃ当たり前さ。だけど、それで決められてたらさ、やっぱりそれは役所も考えとると思う。他のところもそうなんやで。なんで一件だけがそんな好きなことができる。そして私は、はっきり言うて、うちの孫もそうやったけども、その成美小学校の学童保育は4月になるまで受け付けないんですよ。なんで入れやんのやって聞きに行ったらね、今度卒園していく人たちの身内や親戚関係の人やったらええって、それどういうこと。そうゆうことも津市は動いてくれへんやん。あんたら相談受けとるっていうけども。何回も行ったで。何回話聞いて、どうやって言っても、公設民営やからできやん。ほいで最後は誰が出てきたって言うて議員が出てきて文句言ってきた。どないなっとんのや。あんたとこ受けてんのやで、役所は。ほったらできやんの。そしたらさ、もうそんなものせんでいいのと一緒にやで。全然、うちの地区の人間が受け入れてもらえへんって。あんたどう思うんや。
山村課長	そうですね。先ほどご指摘いただいたように、議会の方でも、成美の学童保育についての議会での質問と答弁はありまして、問題になっていることは把握しておるんですけども、ちょっと詳細につきまして、私どもの方も把握はしておりませんので、なんともお話をさせていただくことはできないんですけども、そのようなことが起きているということは把握しております。
金子委員	だから、そんなんではあかんやんかって言っとるんや。把握してもないやん、何にも動かんのやで。なんにもならん。なんでもっと動かんの、接触せんの本人に。黙っとったらあかんやんか、答えてくれやな。
山村課長	金子委員だけじゃなくて、おそらく他のところからも色々、同じ状況であれば意見が生涯学習課の方に寄せられていると思いますけども。そのたびに生涯学習課も放置しているわけではなくて、きちんと対応はされていると思うのですが、改善には至ってないということだと思いますので、今日も審議会の方でご意見が出たということは生涯学習課の方にもお伝えはさせていただきます。
金子委員 村林会長	子どもの使いやのう。 金子委員が言われました、皆さんも何らかの形で意見が持てるようにということで、もしよろしければ、こうゆうことが知りたいということ、あるいはこのような情報がなかったら次、話ができないのでというようなことがありましたら、事前に言っていただけたら、調整はできると思います

	し、そのことがない中で、ものを考えていくのは難しいと思うんです。ある程度分かっている人たちだけの話し合いになってしまうことのないようにもう少し具体的にわかるような内容を提示していただくことも大事なかなと思いますので、ただ、どうゆうことがってというのは、もし皆さんの中にありましたら事前に言っていただくか、今でも結構ですけど、言っていただくことで変わっていくと思いますので、是非よろしく願いいたします。 単純なことかもしれませんが、私が分らないのが、隣保館でされているいろんな教室とか事業と、公民館でされている事業と、社会福祉協議会でされている事業は、どこかで話し合われているんでしょうか。あるいは、住み分けみたいなものがあるって、こうゆうものは公民館、こうゆう形のものは隣保館というものが何か前提としてあるんでしょうか。
山村課長	一口に講座といいましても、それぞれやっている場所であったりとか、内容であったりとか、様々な状況にありますが、基本的に公民館が行っている講座っていうのは、社会教育法に基づきまして、やっておる講座でありまして、地域の方々対象で、お近くの方を対象にしておりますが、基本的には市内の方であればお受けいただくことができる形の講座になっています。隣保館における講座についても、近隣の方を対象にやっていることには変わりはないんですけど、生活改善を基本とした文化・学習に特化した取り組みをしておるんですが、内容については、それぞれ受講していただく方の希望を最大限に反映させることができるように受講生の方々の希望に沿ったような形で、講師の選定もしていることが一つ特徴的なところかと思います。
村林会長	特段、どういったものをとという話し合いをそれぞれでされるわけではないんですか。
山村課長	そうですね。公民館の方と隣保館の方でこうゆう講座をやりますといったお互いの情報共有という部分は、今現在のところないですね。
村林会長	個人的なことなのかも知れませんが、隣保館と公民館ってなったときに隣保館ですることの意味は分かるんですけども、ただ同じような内容をしているときに、隣保館っていう形の中で切られている形、広がっていく必要のあるものもあると思うし、もっと言えば、交流できるものがあれば、交流する必要があるものであっても、同じ講座であっても、広がる形がないままで、それぞれが別々にされている。なんとなく隣保館がある地域だけの活動にせざるを得ないというか、あるいは被害的な言い方するとさせられているような感じがあるので、全体的な話し合いができたうえで、特

山村課長	微的なものも必要な代わりに、全体的にみんなが考えていく必要なことを全体でやっていける形があればいいんじゃないかなと思ったものですか ら、そういう話をさせていただきました。 もう一点、研修のことでお伺いしたいんですけども、運営委員が参加できる研修ってあるんですか。 先ほどの質問ですけども、基本的には隣保館の関係者・職員が参加していただく研修がほとんどなんですけども、特に人権センターなどの研修ですと、一般の方々も受けていただける研修がございますので、運営委員さんに特化した研修ではないんですけど、一般の方々も受講いただける研修の方が、県の人権センターなどでも、スキルアップ講座を実施していますけども、こういった研修に関しまして、相談担当者等と銘打っていますけども、お問い合わせいただければ一般の方々もご参加いただけるのではないかなと考えております。また、次の審議会までにこのスキルアップ講座等、運営委員さんなども参加できる研修がないかを調べさせていただきます、また次の審議会で報告させていただきたいと考えております。
村林会長	運営委員も隣保館の関係者ですよ。そういう意味では全体で作っていく中で、それぞれが知識や情報を得るためには、できるのであれば、そういう形での参加を隣保館として考えていただけるとありがたいとおもいますので、是非よろしく願いいたします。 他よろしかったでしょうか
福田副会長	よろしいでしょうか。金子さんのご発言に関わって話なんですけど、私、白山町というところに住んでいるんですけど、そこに反差別連帯会議という別の組織がございます、それはずいぶん昔なんですけども、差別事件が起きまして、それに取り組んだメンバーがそのまま移行して、そういう組織が未だにあるんですけど、そこは、隣保館なり学校なりと連帯しながら活動しておるわけなんですけども、毎年、学校まわりをさせていただいてまして、学校の子供の様子はどうですかということをお尋ねすると、かなりしんどい状況がどの学校にも5校とも、小学校が5校ありまして、中学校が1校なんですけども、本当に生活の貧困ということが実感として感じられるんですよ。それは、学校としては、子どもを通して家庭訪問なりをされているんですけども、やっぱりその実態を我々、肌に感じる事ができないと、金子さんのような感性みたいなものが育ってこんのではないかなと思うんですよ。そのためには、きちんと地域のみならず実態を知っていくということ、もうほんとに貧困の格差がすごいです。今も白山町でケース会議というのを持たなければならん子どもがいて、その子をどんな風に支えていくかっていうことを、隣保館のみならず、いろんな福祉団

体にも参画いただいて、いろんな相談をしておるんですけど、つまるところはやっぱり経済的なバックボーンが非常に脆弱であるといえますか、しんどいんですよね。本当にその日食べていくのが精いっぱい、生活保護にはなかなか引かからないというか、ご本人の意識もあって生活保護を受けることについては、ちょっと遠慮されるんです。当然の権利を受けさせない行使できないマインドに我々させられている。特に田舎へ行けば行くほど、そういう実態があるんです。私、前々回くらいでしたか、相談事業を進めていけば行くほど、人手が足りないですね。今うちの相談員さんは何件も抱えておってですね、あっぱあっぱするような、そんな実態なんです。やっぱり、具体的な事象から社会を見つめていかないと、そのことが実感できないとしたら、いくらいい講演を聞いても、啓発の講演を聞いても、やっぱり他人事になってしまうんですよね。そのあたりを運営委員の皆さんはそれぞれ関わってみえるので、そういう実態は把握されているんでしょうけども、やっぱりそういうものを踏まえていろんな施策が講じられるだろうと思うんですけど、なかなかしんどいんですね。何と言いますか、子どもたちが本当にかわいそうという、子どもの問題を追いかけていくと、親の問題があるんです。それは定職に就けなくて、職業を転々としながら、というようなことで、非常に私たちが頭の中で考えておる以上の生活の格差といえますか貧困状態があるんですね。しかも高齢化で教育を受けた青年が全部出ていくんですね。高齢者の家庭でましてや、経済的なバックボーンが非常に脆弱で、残っておる若者であったり、あるいは転入者、結構転入者が多いんですね。なぜかという、土地が安かったりとか、そういうことで非常にしんどい家庭が5つある小学校でそれぞれあるんですね。それをきちんと取り組めるようなセンスのある校長さんがおるところは、ちゃんと頑張ってくれているんですけど。なかなか家庭訪問を繰り返してその子に寄り添っていかないと、そういうものが見えてこないという実態がありまして、働き方改革とバッティングするというか、反することなので、なかなか家庭訪問に行かない、行けないというか、そんな実態もあります。余談になりますけども、なかなか、プールの体験ができないそうです。それはなぜかという、そのプールで監視員であったり、学校の先生がそれ以上働けないみたいな実態もあって、働き方改革は、労働者の権利を保障していくことなんでしょうけど、そのことの裏目として、今様々な問題が出ております。そんなことも含めて、是非とも事務局としては、それぞれの館の実態なり、それぞれの地域の生活ぶりみたいなものを、なんとか実感してほしいなというそんな思いを持っています。そのようなものを実感した時には、こんな施策が必要だと必然的に結びついていくんだろうと思うんですけども、私自身も偉そうなこと言ってますけど、そこまでは捉えていない状態なんですけども、そういう事業を通して学校へ行ったりとか、他の人との話し合いの中で、若干つかめているつも

	りなんですけども、是非是非、釈迦に説法かもしれませんけども、そうゆうことを実感として感じていただくということが大事ではないかと思います。ところでこの前お願いしました、相談員の、まあ、増員はできないでしょうけど、今の実態では、隣保館そのものを充実させていくことを、是非是非お願いしたいと思います。要約すると、世論としては、部落差別なんてもうないやないかということで、例えば、教育集会所は4館うちあるんですけども、先が思いやられるというか、展望も持てないような、職員のマインドも諦めつつあるのではないかなという風にそんなこと実感しております。役員がこんなことを、以上です。
金子委員	皆さん何もないの。自分らの地区でこんなことがあるとか。俺は大事やと思う。うちの地区は、今うちの墓場がある、地区の墓場が、市の土地で私たちが管理を任されとる。そこへ一回皆さん来るか、見に。そこへ何しに来るかって言ったら、水道代払えんから、水道を止められてお墓の水を汲みに来とるんやで。そんな生活知っとるか。知らんやろ。そんなくらいに今なってるんやで。俺はな、部落差別はないとは、よう言い切らんねん。なんでかと言ったら今うちらが、あんなにな、例えば海拔が高い、それからインフラもそれなりに出来てる。うちの地区はね。なのにやな、なんであんなに過疎化していつてる。国道を挟んで南と北で。北側が地区や。みんな空き家ばかりになってって、出来てくるのは太陽光ばっかや、坪 2000 円、3000 円だぜ。国道の隣が。びっくりせえへんか。だから、俺は何回も市長宛に書類を出したことある。なんでかって言ったら、安いで調整を取ってくれって出したんや。例えば、〇〇ってあるやろ津市でも。あそこらでもはっきり言って安いやろ、かわいそうに。自分の財産がものすごい安いんや。持っとっても、土地を。それは一つの差別さ、俺に言わしちや。頑張って持っとってももう何も出来へんのさ。もっとちゃんと開発できるのにせなあかんやろ津市が。違うか。何にもせんやないか。ほんまに何にもせん。見に来てみ、水道の水を、お墓の水道の水をペットボトルの中に入れて持って帰っとる人がどんなにおる。見においで。かわいそうに。水道止めて。ええかげんにせなあかん。生きる権利はあるんやで。その人らは好きでそれをやってるんやないんやに。津市の政策が悪いんさ。行き届く政策をしたらなあかんやろ。考えたらなあかんやろ。働く職場も作ったることも考えたらなあかんやろ。なんもせん。すいません。怒ってばっかで。
岡山委員	すいません。ちょっとお願いなんですけども。この隣保館運営審議会は一年に全部しても2回しかないんですよ。知っての通り。言い方悪いかもわからんけど去年も簡単に、もう今回無しにします。なんの相談もなしに。だれか相談受けた人居ります。役所のうち内で、会長と副会長が体調

	悪いからなしにしようか。それもちよつとした理由かも分らんけれども年に二回しかない審議会を、今回もうなしにしますは、やめてほしいんですわ。もうちょつと相談をしてもらくなり、なんか方法あると思うんです。会長・副会長が体調崩しても。そりゃ、人間やで体調崩すこともあるかも分らんけど、またこれから先も、それ以外の理由で、なんか出てきたときにそれ以外の理由で、そんな簡単に年に二回しかない審議会、今回もうやめにしますって、開く方向に考えていってほしいんです。お願いします。
金子委員	なにかの組織みたいにしたらどうなん。自治会みたいに。会長が病気の時には誰々がするとか。役員が病気の時は次の誰かがするとか。それ決めとけばさ。
岡山委員	それに対して、ちょっと答えてもらえますか。
山村課長	すいません。令和6年度の第二回がおっしゃられるように、急遽中止とさせていただいたんですけど、事務局としても様々な開催に向けての検討は続けてきたんですけども、会議を進行していただく、議長となる会長さん副会長さんがいらっしゃらないことには、まず会議を開くことは難しいんじゃないかなということで、急遽まあ、会長、副会長空席になった訳ではございませんので、日程の調整が難しかったことから、令和6年度の第二回目を中止とさせていただいたんですが、今後はこのようなことがないようにですね、また例えば、今現在の審議会の決まりには、両者が不在になったときの決まりがないんですけども、そういったことに関して予め審議会の中で審議していただいて、新しいルールを作っていただくとか、そのような形であれば、それに基づいて会議を進めることができると思いますので、そのような形で検討の方をさせていただきたいと思います。
村林会長	よろしくお願いします。すいません。私事で本当に申し訳なかったですが、緊急で検査入院という形で十日以上入院していたもんですから、次開けるといふ日にちの予定が自分からはもう言えなくて、最初の間は今回この部分は延期しますと言われたんですけど、結局そのあと予定が立たないということになって、そのままなくなってしまったんですけど。
金子委員	いや、それは村林さんを責めとるんとかやう。
岡山委員	役所、役所。
金子委員	のう。役所が何をしとんのやって言うとりんや。そんだけ大事に考えてないって証拠なん。

岡山委員	そうゆう決まりがないんやったら、中止するってこともおかしいんじゃないの。逆に言や。
金子委員	あんたのところが勝手に中止出来へん。
岡山委員	そう。勝手に中止したってことやろ。
金子委員	おかしいやん、自分らが勝手に。こちらは言いたいこといっぱいあったとしてもやな、受け付けるところがあらへん。役所がもっと音頭取ったらどうなん。
岡山委員	そう。そう。
山村課長	ご意見いただきました件につきましてですね、こちらでも次回の審議会 で、新しいルールにつきましてもご提案の方させていただいて、ご審議 いただけたらと考えております。
金子委員	ご審議いただけたらとちゃうねん。自分らの方からこちらの方と相談を する一つのパイプを作れさ。そして、こうゆうものを作りましようってゆ うのを作ったらええやん。自治会でも会長がダメやったら、副会長がや る。副会長がダメやったら、誰々がするっちゅう。やっぱり、保険かけて あるやん。だろ。そうでなければ、一年に一回、二回会ったってなんの話 題も出てこうへんって。そんなもん。そやろ。どんどん代わってくんや で。
山村課長	すいません。ですので、何らかのルールとかやり方を定めていくことに つきましては、事務局の独断ではできませんので、審議会の場でお諮りし て皆さんにご承認いただけたらと思います。
岡山委員	やめにするのは事務局の独断でできんのか。審議会をやめんのは独断で できんのか。おかしいやん。都合のいいときは独断で出来やんって言っ てさ、都合の悪いときは独断でしとるやんか。違う。審議会なしにしたんは 独断でしたんやろ。誰かに相談したん。
山村課長	委員の皆様にはお諮りしてございません。
岡山委員	そやろ。都合のいいときは独断でできませんって、独断でしたんやない か。

金子委員	大事な会議やと思ってないの。表向きの形だけ作っとけばいいわってそんなもんなんやろ。
山村課長	このようなことが起きた時に備えまして副会長さんが見えたわけなんですけども。
金子委員	どっちも病気になったらどうするんや。
山村課長	ですので、そちらのルールがなかったものですから今回取りやめさせていただいたんですけど、今ご指摘いただいた通り新しいルールを作れば、そのようなこともなくなるかと思えますので。
金子委員	だからさ、どっちもの意見を取り合わせてせんとあかんよって言うてんのや。自分らのことだけでやると自分らの都合のいいように作ってまうがな。そやろ。だからどっちもの話をしてどちらかが納得する一つの規約なんかを作ればって言うてんのや。いつまでもそんな逃げ腰しとったらあかん。うん。逃げ腰しとる。
山村課長	また次回の審議会におきまして、ルールなり決まりなりそういったものを、ご提案させていただいて、皆さんにご承認いただけたらと思います。
金子委員	おう。そうしよ。
村林会長	よろしくお願いします。次に移ってよろしいでしょうか。続きまして事項（４）の各隣保館からの事業報告・計画について、事務局の説明を求めます。
小柴館長	おはようございます。橿形市民館長の小柴でございます。どうぞよろしくお願いいたします。資料の方は、隣保館事業報告・計画の１ページをご覧ください。交流・連携事業について説明させていただきます。令和６年度の事業成果では、西郊中学校区というところで人権フェスティバルを行いました。令和６年１２月７日西郊中学校で開催されて、市民館といたしましては「一人一人が生きやすい社会のために」という題材のパネル展示をさせていただきました。そのあと、あつさんという津市出身のシンガーソングライターの方のコンサートも行いました。この時も２００人程度の人に来ていただいて、地域の方々・保護者・子どもたちも参加していただいて、結構賑わいました。橿形市民館の文化祭では子ども茶道教室という、子どもたちの茶道教室の講座を行っているんですけど、その子どもた

	ちによるお茶会、それと講座生による作品展示、バザー等を行いました。地域のみどり保全会の方々には、餅つきをしていただいて、お餅の振る舞いもしてもらいました。この時は80人くらいが参加いただいて、老若男女問わず地域の方たちの地域交流があって賑わっていました。令和7年度の事業計画でも、この人権フェスティバルは12月6日に予定し、橿形市民館文化祭は、この前の運営委員会で11月3日にやろうと決めていただきました。続きましてその下の啓発事業につきましては、毎月橿形市民館だよりを各戸配布しております。市民館で行っている事業を含め、人権啓発を行いまして、令和7年度も引き続き市民館だよりの配布を行っております。次のページに地域交流事業というのがあるんですけど、令和6年度もアコーディオンコンサート、健康づくり教室、寄せ植え教室を行い、地域住民の方にも来ていただき交流ができました。アコーディオンコンサートでは、大坂先生という方に来ていただいて、地域の方が高齢者ですので、それに合わせて童謡とかを聞いていただいて、皆さんも歌を歌ったりして、地域外の方も来ていただいて、皆さんに喜んでいただきました。健康づくり教室では、ストレッチ体操をしていただいて自宅で結構、高齢者の方が多く、自宅に籠ってみえる方がいるので、「これやったら家におってもこんな体操できるな」と言われ、皆さん喜んでされていました。寄せ植え教室では、年一回の寄せ植え教室だったんですけど、お正月用の花とか、野菜の植え方とかを聞いていただいて、みなさん「娘のところにもやったらいいわ」と言われて、2つ・3つ作ってみえる方もみえました。今年度もアコーディオンコンサートを1回、健康づくり教室を1回、寄せ植え教室は、皆さんの要望に応じて年4回を予定しております。続きまして、資料の令和7年度第1回津市隣保館運営審議会というものをご覧ください。その9ページ目になるんですけど、橿形市民館の令和6年度隣保館活動実績報告書というのがあるんですけど、それでは、講座は8講座ありまして、その他相談では、うちの方は2件と少ないんですけど、高齢者の方が一人で住んでみえて、「2階になんかおるで怖いでちょっと見てくれへん」とかいう相談が一回あったんです。津市の環境とか、農協とかいろんなところに相談して、結局最後は業者の方に来ていただいたんですけど、アライグマが親子で5匹いて、その方が「すごく怖くて寝れなかったのがやっと寝れるようになった」と言っていました。相談としては、うちの方では、生活に関する相談がほとんどだと思います。一般利用といたしましては、料理教室を利用してこんにゃくづくり教室とか、ゴキブリ団子づくり教室を行っております。それにも結構、地域の方10人程度なんですけど、地域の方としては、結構参加していただいております。その他利用といたしましては、うちは、クーリングシェルターになっているので、休息のために皆さんが結構やってみえて、「うちなこうゆうことがあったんや」とか、「市役所からこの文書が来と
--	---

	るけど分らへんのや一体どうしたらええのか」とか、毎日言ってみえます。一応利用としましては1, 180人の方が、一年間で利用されてみえますけど、去年より、やっぱりコロナの時は少なかったもので、少しずつ増えてみえます。これからも地域の方々が身近に感じて立ち寄りやすい施設でありたいと私は思っています。
山村課長	すいません。発表したいことたくさんあると思いますが、1館当たり3分程度でよろしく願いいたします。
西澤館長	中央市民館の西澤です。よろしくお願いします。中央市民館は資料の方に書かせてもらってありますけど、昭和50年に事業の方を開始して、今年51年目をスタートしております。念のため付け加えさせてもらいます。第1回津市隣保館運営審議会の8ページをご覧くださいますと、二段目に津市中央市民館書かせてもらってありまして、基本的な事業としましては、相談事業を行っております。啓発・広報事業、教育・文化講座事業、それと、自治会・老人会・子ども会・サークル活動での支援を行っております。利用者の数は、令和6年度は、5,764人、令和5年度と比べまして528人増という結果です。続きまして、別冊隣保館事業計画の方、3ページ、4ページをご覧ください。中央市民館の事業につきまして、まず地域団体や関係団体との交流・連携事業ですが、人権週間期間中12月4日から10日の期間中の、12月5日に総合相談を行いました。人権擁護委員さんを相談員として、特別相談を行いました。保健センター職員に参加していただいて健康相談を行いました。相談内容としましては、相続に関する相談でしたので、法務局などの関係機関を紹介したという内容です。今年初めて行ったんですが、これまではポスターの掲示とか、隣保館だよりでの照会にとどまってましたが、今回は高齢者の独居の家庭を直接訪問して、このことについて案内するというを行いました。結果的にそこから参加していただくことはありませんでしたが、今後も続けていきたいと思っております。2つ目の啓発事業、地域住民や広く市民を対象とした啓発・広報の事業ですが、月一回市民館だよりを発行しております。当館の日常的な活動や主催事業等々、イベント等々をお伝えするということをしております。地域学習会とか、陶芸教室、書道教室、手芸教室、作品展示会、先ほどの総合相談の案内などもです。そこで人権施策基本方針の主な施策から人権課題に対する啓発文も掲載しました。これが作品展示会での人数増加につながったかというところではあるんですけど、これからも続けていきたいと思っております。課題といたしましては、人権課題に関する啓発文などについて職員のスキルアップが今後も必要だと思っております。続きまして3つ目、各館の特色ある事業なんですけども、地域学習会です。参加人数なんですけども、令和6年度は

	561名のところ、前回と比べて206名増ということになっています。これは人権教育サポーターの先生が館に来る子どもに、地道に声かけを続けてきた結果、このような増につながったと思いますので、今後もこれを続けて増加の方につなげていくことが出来るようにやっていきたいと思います。以上です。よろしくお願いします。
後藤館長	長谷山市民館の後藤といいます。よろしくお願いいたします。資料につきましては、隣保館事業報告・計画の5ページをご覧ください。交流連携事業につきましては、先ほど橿形市民館からも説明がありましたが、12月7日に西郊中学校区人権フェスティバルを開催し、小中学生が100名、教職員が25名、自治会・保護者の方75名、計200名の参加がございました。内容といたしましては、シンガーソングライターあつさんの人権コンサートと、西郊中学校、安東小学校、片田小学校、橿形小学校、神戸小学校の人権学習の取組の発表と市民館による人権啓発パネルの展示を行いました。今年度につきましても12月6日に同様の事業を予定しております。次に6ページの啓発事業ですが、市民館の講座の日程と人権啓発を掲載した市民館だよりを地区の全戸に月1回配布をいたしました。今年度におきましても同様の事業を実施しております。特色ある事業ですが、橿形小学校児童を対象に学習会を6日間開催し、32名の参加がありました。工作教室は、4名の参加がございました。漢字や算数のドリル、夏休みの宿題に取り組み、小学校の教諭のサポートもあり、充実した学習会となりました。今年度におきましても8月から同様の事業を予定しております。以上であります。
上田委員	すいません会長。予定11時半までですけども、かなり白熱してご意見いただきましたもので、これ館長からの報告ですので、ほんとに特色あるところだけちょっとお聞きすれば、あとはここに書いてあるんで、私ら読めば分かりますので、その辺だけよろしくお願いいたします。
村林会長	そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。では、時間の問題もあって申し訳ないですけども、特色のところだけお願いいたします。
植谷館長	雲出市民館植谷です。雲出市民館が大事にしていることは、どんな人間が市民館で仕事をしているのかということと、それから村の人たちをどんな風に繋げていくかということです。いろんな事業をしていますが、そこで私たちがどんな人間か分かってもらって、どんな人たちが来てもらって、どんな人たちがこの村に住んどるんかっていうことが分かってもらえるようにということを頭に置いております。それとうちの館は、教育集会所の

長谷川主幹	役割も担っておりますので、学校との連携も大切にしております。以上です。 すみません。北口市民館の西川館長が検査入院のため、体調不良ということで、代わりに生活課の長谷川の方で、北口市民館の取り組み状況についてご説明させていただきます。資料といたしましては、14ページから18ページまでございますけども、時間の関係もございますので、私の方からは15ページの北口市民館の人権講座についてご説明させていただきます。参加者の方は、行政職員・教職員・保育士・他地域の方々に参加いただいて、年4回人権の講座を開催させていただいております。昨年度、実施させていただいて、人権や部落差別について、お聞きしたところ、明確に答えられる受講者が少なかったということもありまして、今年も人権講座4講座を開催させていただいております。時間の関係もございますので簡単に説明させていただきました。すみません。失礼します。
田中館長	失礼いたします。榊原市民館の田中と申します。まず最初に資料の訂正をお願いしたいと思いますので、第1回津市隣保館運営審議会の15ページをご覧ください。館事業のところの一番上なんですが、利用人数が全部この一番上が、2,034名、サークル活動・関係団体等利用が1,688名、合計の計4,091名、それから3番の研修会のところ、運営委員会の人数が14名、それから作品展が74名で計172名でございます。それから、4番目のサークル活動そのほかのところでございますが、関係団体諸団体のところが199名で、計が2,057です。私、ちょっと計算の仕方を間違えておりました。大変ご迷惑をおかけいたしました。では、隣保館事業報告・計画の方の20ページをご覧ください。うちの市民館の特色ある事業として憩いの集いというものをさせていただいております。昨年度は、8回させていただきまして84名の参加です。歌とか、福祉とか、特殊詐欺の関係とか、そういうものを全部ひっくるめて8回させていただきました。84名も来ていただいて、いろんな人権の話とかもひっくるめて展開していきたいと考えておりまして、令和7年度も回数は6回に減らしましたが、そういう形で6月から11月までの間で展開していく予定でございます。また、よろしく願いいたします。以上です。
水谷館長	久居北口文化会館の水谷です。どうぞよろしくお願いいたします。資料につきましては、21ページから22ページ、23ページとございますが、時間の関係もありますので、うちの特色ある事業ということで23ページのデイサービス事業について、簡単に説明させていただきます。このデイサービス事業というのは、給食サービス、健康器具の利用、デイサービス交流会、相談事業を実施しました。健康器具の利用は、毎日来ていただく方

増地館長	もあり、その方の生活の一部として機能しています。令和7年度も利用者の皆さんが、笑顔で楽しく過ごす事業を提供するとともに、身近な相談役としての機能を果たしていきたいと思います。以上です。 雲林院福社会館の館長の増地でございます。資料につきましては、24ページから38ページまでございます。うちの館の特徴としましては、一つの活動の特徴として、学校・園と非常に密接に連携しながらいろいろな活動やっておるのが一つの特徴です。学校の先生方や園の先生方も、非常に強力的に参加していただいておりますので、そのあたりで館の活動としては、とても充実したものができていると思います。そのあたりについては、25ページ、26ページの学習会のところに書いてありますので、またご覧になってください。一つ特徴的なものとして、人権ネットワークの活動というものがございます。31ページから34ページまで書いてありますが、大体年7回人権ネットワークというものを実施しております。学校の先生方や地域の方たちが一緒に集まって、一つの人権課題について、お話を聞いて、そのあと意見を交流するという時間を数多く持たせていただいています。その中で、先生方との関係も深まっていっています。信頼関係も築きあげていけるのかなと思っています。地域の相談事業もたくさんあります。先ほどからいろいろ議題として出されていますが、うちの相談の中で一つ特色があるのは、高齢化している地域でもありますので、老々介護の問題というのは、深刻な問題であります。介護している方が倒れていくという。そのような状況もあって、これからこの地域でも出てくることかもわかりませんが、そのようなことについても、福祉施設としてしっかりと活動していかなければいけないと思っています。以上です。
西谷館長	白山市民会館の西谷です。よろしくお願いします。資料は、47ページから51ページをご覧ください。私の方からは、51ページの夏休みキッズ学習支援プロジェクトをお話させていただきます。先ほど、福田さんの方からもお話が合ったんですけども、学校訪問をしていきますと、子どもたちが大変厳しい生活の中で暮らしていることが分かりました。その中で隣保館として、何ができるのか考えたときに、何とか学習支援とお昼の提供をしていけないかということで2017年度にこのプロジェクトを立ち上げて、コロナ渦で出来なかった時も三年間あったんですが、今年度6回目をこの8月に行います。小中学生を対象に学習支援と昼食の提供を行っています。各小学校の全生徒に通知はするんですけども、家庭的にいろいろな課題を持っている子どもたちになるべく参加していただけるように、学校と連携しながら、学校の目が届きにくくなる、お盆過ぎ5日間で開催をしています。学習支援と工作や遊びに加えて、白山高校の茶道部の生徒たちが抹茶体験をしてくれたりとか、地区社協の方々が縁日で子どもたち

	を楽しませてくれたりと、大変盛沢山な5日間になっています。その中で私が嬉しいのは、白山高校の生徒たちが茶道部以外の生徒たちもボランティアで学習支援や、遊びの支援をしてくれたり、うちの市民会館の地区学集会等で学んだ子どもたちが、学生になり大人になって、戻ってきてくれて、後輩の指導をしてくれる姿もたくさんあって、凄く嬉しく思っています。夏休み後半、子どもたちなかなかお家で学習を見てもらえない子たちであったり、食事がとれない子たちが、たくさん来てくれているので、そういう子どもたちに少しでも、そんなに立派なものでないにしても、5日間だけでも私たちの方で見守ることができるということと、保護者が市民会館という場所を知ってもらって、しんどい時にしんどいって言ってきてもらえるような関係づくりをしていきたいと思っています。今年度も8月18日から22日までの5日間を開催し、今準備を進めております。以上です。
西本館長	川合文化会館館長の西本です。3点報告させていただきます。46ページをご覧ください。一番上にございます、出前ミニデイサービス事業あいあいサロンと命名しておりますが、本来ですと、通常は川合文化会館の方で行っておるんですが、ご高齢になられた方、それから地域のバスの運行の曜日が変わったこと等々で、なかなか会館まで来ていただけないことになりましたので、アウトリーチということで、近くの地域まで訪問をさせていただきまして、実施しております。それから、二つ目健康相談事業ということがございます。看護師の資格を持った職員が訪問をさせていただいております。そこで健康相談なんかもさせていただく訳なんですけども、先ほどからも出ておりますが、一志の方でもご高齢になられた方が老々介護であったり、空き家が増えてきたりとかということがございます。昨年の夏も孤独死といえますか、お亡くなりになられた方がいらっしゃいました。そんなことがありますので、この相談事業、安否確認も含めて非常に大切な取組みの一つかなと捉えているところです。支援ネットワーク会議といいまして、包括支援センター、社会福祉協議会、保健センター、市民福祉課のメンバーが集まりまして、それぞれの情報交換なんかも行っております。最後、三点目でございますが9つの講座を開いておりますが、その講座生の皆さん対象に人権の研修を人権文化クリエイターの指導主事に来ていただいて、今年は開催をしているところでございます。以上です。
正岡館長	津市中野文化会館です。資料は39ページから41ページですが、交流連携事業と啓発事業を割愛させていただきまして、41ページ特色ある事業に関しまして簡単に説明させていただきます。特色ある事業といたしまして月2回ですが、70歳以上の高齢者に昼食を提供するサービス、デイ

	サービスを実施しております。年間で20回実施しております。延べ人数で324人の利用があります。1回当たりの平均は17人程度の利用です。ボランティアの方々にご協力を頂きまして、文化会館の職員が旬な食材を使用して、手作りした献立を、顔見知りの方と会話を楽しみながら健康的に食事をとってもらうことが出来ました。食材の高騰など、予算的に厳しい面がございますが、高品質な食材は使うことはできませんでしたが、それでも安くて新鮮で美味しく栄養があるバランスの取れた献立を職員が考えております。懸念されることといたしまして、利用者が高齢であったり、病気、怪我で歩行が困難になり、来館をすることが出来ず、欠席者や不参加者が増加傾向にあることでございます。それ以外に、年2回ですが地域の一人暮らしの60歳以上の高齢者の方に、民生委員とともに訪問をいたしまして、普段の生活の状況を聞き取りながら、手作りのお弁当を届けております。令和7年度も事業は継続して実施していく予定です。以上です。
前田館長	失礼します。美杉人権センターの前田と申します。資料は、52、53ページをご覧ください。美杉では、交流を大切にしていますので、この中からグランドゴルフ大会についてお話させていただきます。これは、人々の相互理解とか健康づくりを目的にしたものです。開催日及び参加人数に関しては、そちらに記載の通りです。皆さん本当に和気あいあいとプレーを楽しんでみえました。参加者間の交流も活発に行われまして、新たな結びつきも生まれてきています。また自発的に会場の準備からお手伝いいただいた方々も見えまして、日ごろのコミュニケーションによって、良い関係が築けていることを実感しております。今年度は第1回を6月2日に開催いたしまして、20名の方が参加されました。今年度は、これまでの交流に加えまして人権に関するクイズを出題するなど、啓発要素も織り交ぜながら実施しております。第2回は秋ごろ開催を予定しております。以上です。
村林会長	ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いします。 ないようですので、事項（4）については、終わらせていただきます。 続きまして、その他でございます。審議委員の皆さんは、何かございますでしょうか。
上田委員	すいません。1点だけ。意見ですけど、今たくさんご報告いただきましたけど、やっぱり世間の流れとして、地域の高齢化というのは否めないところで、高齢者の方の行事が主にあるんですけども、金子さんも言われた

村林会長	ように、子どもの貧困というものが大変あって、子どもに対する支援の事業もできたらまた、意見ですけども、よろしくお願ひしたいと思います。 子どもの支援に関しまして、たぶん、いろいろ取り組みはされているんでしょうけど、今回の中では、出てこないところもあったと思いますけども、是非その辺も中心に考えていつていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。 最後に、事務局何かありましたら、どうぞ。
野村次長	失礼いたします。市民部次長の野村と申します。本日は、お忙しい中ご出席を賜り、また長時間ご審議いただきまして、ありがとうございます。頂戴いたしましたご意見等につきましては真摯に受け止めまして、今後の隣保館の運営に生かせるよう丁寧に取り組んで参りたいと思います。次の開催につきましては、審議事項の内容もでございますので、適正な時期を調整しながら、ご連絡の方をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。事務局からは、以上でございます。
村林会長	委員の皆さんにはいろいろなご意見をいただきました。また、審議にご協力をいただき、誠にありがとうございました。これにて令和7年度第1回津市隣保館運営審議会を閉会いたします。皆さま、どうもお疲れさまでした。